

2015/04/24 時点のFAQであり、内容について変更が生じる場合があるので、常に最新のFAQをご確認ください

ID	更新日	分類1	分類2	分類3	質問	回答	関連FAQ	保障・番号制
Q.5	2014/5/30	番号制度	個人番号	利用範囲	マイナンバー(個人番号)を様々な場面で利用することになりますが、マイナンバーは誰にでも提供していいものですか？	マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。 社会保障、税、災害対策の分野の手続きのため、マイナンバーを提供することができる具体的な提供先機関は、税務署、地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者、ハローワークなどが考えられます。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q.29	2014/5/30	特定個人情報保護評価	特定個人情報ファイル		番号法の「特定個人情報」、「特定個人情報ファイル」とは何ですか？	「特定個人情報」とは、マイナンバー(個人番号)やマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報のことです。マイナンバーに対応する符号とは、マイナンバーに対応し、マイナンバーに代わって用いられる番号や記号などで、住民票コード以外のものをいいます。マイナンバーを規則的に変換した番号などが漏えいすれば、マイナンバー自体が漏えいする場合と同様のリスクがあることから、マイナンバーと同様に取扱いにしています。 また、「特定個人情報ファイル」とは、マイナンバーやマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報ファイルのことです。民間事業者の場合、個人情報ファイルとは個人情報保護法に定める「個人情報データベース等」と同義です。(2014年7月回答)	Q.32 Q.99 Q.107 Q.111	同内容の掲載有
Q.30	2014/5/30	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	番号法と個人情報保護法は、どのような関係になるのですか？	特定個人情報も個人情報の一部なので、原則として個人情報保護法が適用されます。さらに特定個人情報は、マイナンバーによって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報保護法よりも厳しい保護措置を番号法で上乗せしています。また、番号法の保護措置は、個人情報保護法が適用されない小規模な事業者にも適用されます。(2014年7月回答)	Q.98	同内容の掲載有
Q.34	2014/5/30	マイナンバー関連システム	情報提供等記録開示システム		マイ・ポータルってなんですか？	行政機関がマイナンバー(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備します。例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。 なお、なりすましの防止等、情報セキュリティに十分に配慮する必要があることから、マイ・ポータルを利用する際は、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせ確認する公的個人認証を採用し、本人確認を行うための情報としてマイナンバーを用いない仕組みを考えています。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q.35	2014/5/30	マイナンバー関連システム	情報提供等記録開示システム		マイ・ポータルはいつから利用できるのですか？	平成29年1月から利用できる予定です。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q.36	2014/5/30	マイナンバー関連システム	情報提供等記録開示システム		高齢者・障がい者の方々や家にパソコンが無い人はマイ・ポータルをどのように利用すればいいですか？	マイ・ポータルの画面設計等に関しては、高齢者や障がい者の方の使いやすさにも配慮していきたいと考えています。 また、パソコンがない方等にもマイ・ポータルを使っていただけるよう、公的機関への端末設置を予定しています。その際、利用しやすい場所に設置すると同時に覗き見防止などのプライバシー保護にも配慮したいと考えています。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q.37	2014/5/30	マイナンバー関連システム	情報提供等記録開示システム		個人番号カードを持っていないと、マイ・ポータルを利用できないのですか？	マイ・ポータルでは、なりすましにより特定個人情報を詐取されることのないように、利用の際は情報セキュリティ及びプライバシー保護に配慮した厳格な本人認証が必要であると考えています。このため、個人番号カードのICチップに搭載される公的個人認証を用いたログイン方法を採用する予定です。 なお、個人番号カードを取得せず、マイ・ポータルを利用できなくても、自分の情報を確認できる方法として、別途、情報保有機関に「書面による開示請求」をする方法が考えられます。(2014年7月回答)		同内容の掲載有
Q.51	2014/5/30	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	番号法第9条第1項で、地方公共団体は「個人番号を利用することができる」と規定されていますが、例えば事務の対象者が極めて少ない場合などに、当該地方公共団体の判断により、別表第1に掲げる事務で個人番号を利用しないことにしてもよいのですか？	番号法第22条第1項の規定により、同法別表第2に規定する範囲で特定個人情報の提供の求めがあった場合には、特定個人情報の提供が義務づけられているため、個人番号を利用して個人情報を管理する必要があります。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q.54	2014/5/30	番号制度	個人番号	利用範囲	指定管理者制度の「指定管理者」は、番号法第9条第1項の「当該事務の全部又は一部の委託を受けた者」に該当し、個人番号を利用できるものと解してよいのですか？	お見込のとおりです。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q.55	2014/5/30	業務	帳票への個人・法人番号記載		窓口で申請者が個人番号の記載を拒否している場合、どうすれば良いですか。本人の同意なしに住基端末から個人番号を取得しても良いのですか？	申請書などに個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることを説明し、記載していただくようによろしく。それでも記載を拒否された場合は、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から個人番号を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることはできますが、あくまで、住民基本台帳法別表に規定する事務として住基端末を利用する必要があります。なお、申請書などに個人番号が記載されない時点では、個人番号の提供を受ける場合に該当しないため、番号法第16条の本人確認措置の義務は発生しません。(2014年7月回答)		同内容の掲載有

2015/04/24 時点のFAQであり、内容について変更が生じる場合があるので、常に最新のFAQをご確認ください

ID	更新日	分類1	分類2	分類3	質問	回答	関連FAQ	保障・番号制
Q-58	2014/5/30	番号制度	概要		高齢者や自宅にパソコンがない方への対応はどのように考えていますか。	いわゆる情報弱者の利用環境の整備の一環として、公的機関へインターネット端末を設置するなどの対応を検討していますが、その設置場所については利用しやすい場所であるとともに、覗き見などのプライバシーにも配慮したいと考えています。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-59	2014/5/30	マイナンバー関連システム	情報提供等記録開示システム		同一機関内での情報提供記録もマイ・ポータルで開示しなければならぬのですか。	同一機関内での情報照会・提供は、情報提供ネットワークシステムを経由しないため、マイ・ポータルでは閲覧できないこととなります。現在の想定では、マイ・ポータルでは異なる機関間の情報照会・提供記録の開示を想定していますが、内部利用であっても情報照会・提供記録については、中間サーバーに記録されることも考えられますが、現在検討中です。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-60	2014/5/30	マイナンバー関連システム	情報提供等記録開示システム		個人番号カードを持たない人が、マイ・ポータルを利用できるのでしょうか？	マイ・ポータルでは、なりすましにより特定個人情報を詐取されることのないように、利用の際は情報セキュリティ及びプライバシー保護に配慮した厳格な本人認証が必要であると考えています。このため、個人番号カードのICチップに搭載される公的個人認証を用いたログイン方法を採用する予定です。 個人番号カードを取得せず、マイ・ポータルを利用せずに自己情報を確認する方法として、別途、情報保有機関に「書面による開示請求」をする方法が考えられます。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-61	2014/5/30	マイナンバー関連システム	中間サーバー	技術仕様	中間サーバーを利用した情報連携について、提供情報の更新頻度や情報照会時の回答期限など、仕様上決定していることは、どのようなことがありますか？	『地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン』第2章204頁では「情報提供者として中間サーバーの情報を更新する頻度については、極力リアルタイムで行われることが望ましいが、全地方公共団体がリアルタイムで行うことは困難であり、業務負担の軽減の観点から、情報の更新時点を中間サーバーが保持することを前提に、提供する情報に係る業務の特性に応じた更新頻度とする。」とされています。照会時の回答期限を規定するかどうかは未定です。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-62	2014/5/30	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		目的外利用を認める場合について、条例で規定することができますか。	番号法第29条、第30条で個人情報保護法等を読み替えている「目的外利用」については、番号法第31条の規定に基づいて、地方公共団体の個人情報保護条例においても、番号法と同様の趣旨に沿った形で改正を行っていただく必要があります。 したがって、条例によって特定個人情報の「目的外利用」を可能とすることを認めるのではなく、条例によって番号法による読替と同様に「目的外利用」を限定していただく必要があります。具体的には(1)「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」と、(2)第9条第4項の場合のみに、目的外利用を制限する必要があります。(但し、(2)は、地方公共団体が、所得税法第225条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に該当する場合のみ認められます。)(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-63	2014/5/30	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		特定個人情報の本人開示請求等の受付や異議申立てに係る諮問・審査手続について、番号法第9条第2項の「利用」に当たるとして条例で規定する必要はありますか。	条例に基づく個人情報の開示請求制度は地方公共団体が保有する個人情報の正確性、取扱いの適正性を本人が確認するために不可欠の制度であるところ、かかる制度が機能するためには、その目的に則し個人情報をを用いること(開示の判断においてその資料として個人情報をを用いること)が当然の前提となります。この理は特定個人情報の場合にも当てはまります。そのように解しないと、条例で定めない限り、特定個人情報については開示請求ができないという本末転倒の結果となってしまいます。 したがって、ご指摘の手続きにおいては、開示制度上、当然に用いることができると解されるため、番号法第9条第2項に基づき、条例で規定していただく必要はありません。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-64	2014/5/30	番号制度	個人番号	安全管理	死者の特定個人情報には、安全管理措置義務が課されるのでしょうか。	番号法では、特定個人情報とは個人番号を含む個人情報と定義されており、地方公共団体における個人情報は個人情報保護法の定義によります。 個人情報保護法においては、保護の対象は、「生存する」個人情報であり、死者に関する情報については、保護の対象とはなりません。ただし、死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合(例:死者の家族関係に関する情報は、死者に関する情報であると同時に、生存する遺族に関する情報である場合がある)には、その遺族などに関する「個人情報」となるとされております。(消費者庁「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」抜粋) したがって、番号法における特定個人情報についても同様の取扱いとなります。一方、特定個人情報のうち、個人番号については、生存者の個人番号であることが要件ではありませんので、死者の個人番号も保護の対象に含まれると解されます。(2014年6月回答)		同内容の掲載有

2015/04/24 時点のFAQであり、内容について変更が生じる場合があるので、常に最新のFAQをご確認ください

ID	更新日	分類1	分類2	分類3	質問	回答	関連FAQ	保護・番号制
Q-65	2014/5/30	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	番号法第23条第2項第2号における「条例」とは具体的などのような条例を指しているのでしょうか。また、この規定の趣旨は何ですか。	番号法第23条第2項第2号における「条例」とは、ある個人情報について地方公共団体等が開示する義務を負わないと定める条例のことで、たとえば個人情報保護条例が一般にこれに該当すると考えられます。 情報提供等の記録は、条例の規定により不開示情報に該当する場合でも、かかる情報提供等の記録に関する開示がなされないだけであり、提供の記録自体は保存しなくてはなりません。本規定は、その際に、その情報提供等の記録が不開示情報であると明確に分かるように、情報提供等の記録中に、不開示情報に該当する旨を記録し保存しなくてはならないと定めるものです。(2014年6月回答)		保護・番号制 有
Q-66	2014/5/30	番号制度	個人番号	利用範囲	例えば、戸籍の発行時の本人確認の手段として個人番号カードを利用する場合、本人確認を行ったことを確認するために交付申請書に個人番号を記入したら、個人番号の収集に該当しますか？	個人番号を記入したり、個人番号カードの裏面をコピーしたりすれば、個人番号の収集に該当します。(2014年6月回答)		同内容の掲載 有
Q-67	2014/5/30	条例	その他		番号法の施行に向けて、地方公共団体で定める必要のある条例として、どのようなものがありますか？	地方公共団体で条例を整備する必要がある事項としては、 ①番号法第9条第2項に基づく独自利用事務、特定個人情報の庁内連携 ②番号法第18条第1号及び番号法施行令に基づく個人番号カードの独自利用 ③番号法第19条第9号に基づく同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供 ④番号法第31条に基づく特定個人情報の保護措置 などがあるほか、必要に応じて、特定個人情報保護評価の第三者点検を行うために審議会等の所掌事務を見直すこと、条例で個人情報の外部提供やオンライン結合を制限している場合に番号法第19条と整合性が取れるように規定を見直すことなどが考えられます。	Q-68	同内容の掲載 有
Q-68	2014/5/30	スケジュール	制度・法令のスケジュール		条例の整備はいつまでに行う必要がありますか？	[Q67:番号法の施行に向けて、地方公共団体で定める必要のある条例として、どのようなものがありますか？]の①～③については、平成28年1月以降で、それぞれ個人番号や個人番号カードの独自利用、特定個人情報の提供を開始するまでに条例を施行してください。ただし、利用の前にデータベースの初期突合などを行う場合は、それまでに条例を制定しておくことが望ましいです。例えば、平成28年1月に条例を施行して独自利用を開始する場合は、平成27年10月頃には条例を制定して独自利用事務を明らかにしてから、初期突合などの準備行為を行うことが望ましいと考えます。 [Q67:番号法の施行に向けて、地方公共団体で定める必要のある条例として、どのようなものがありますか？]の④については、個人番号の通知が始まる平成27年10月までに番号法では、同一機関内の他の部署に特定個人情報を提供することは、特定個人情報の「利用」に該当して、同法第9条第2項に基づく条例の制定が必要となり、同一地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供することは、特定個人情報の「提供」に該当して、同法第19条第9号に基づく条例の制定が必要となります。(2014年6月回答)	Q-67	同内容の掲載 有
Q-69	2014/5/30	業務	情報連携	同一機関内での情報連携	同一の地方公共団体において、同一機関内の他の部署に特定個人情報を提供する場合(A市税務課からA市福祉課)と他の機関に特定個人情報を提供する場合(A市税務課からA市教育委員会)では、番号法上の位置づけが違うのですか？	番号法では、同一機関内の他の部署に特定個人情報を提供することは、特定個人情報の「提供」に該当して、同法第9条第2項に基づく条例の制定が必要となり、同一地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供することは、特定個人情報の「提供」に該当して、同法第19条第9号に基づく条例の制定が必要となります。(2014年6月回答)	Q-70	同内容の掲載 有
Q-70	2014/5/30	条例	別表に定められている事務(庁内連携等)		他の地方公共団体に特定個人情報を提供する場合は条例を制定する必要がないのに、同一機関内の他の部署に特定個人情報を提供する場合は条例の制定が必要なのはなぜですか？	他の地方公共団体などの情報連携は、特定個人情報の「提供」として、番号法第19条第7号や別表第2を根拠に行うことができます。一方、同一機関内での情報連携は、[Q69:同一の地方公共団体において、同一機関内の他の部署に特定個人情報を提供する場合(A市税務課からA市福祉課)と他の機関に特定個人情報を提供する場合(A市税務課からA市教育委員会)では、番号法上の位置づけが違うのですか？]のとおり、特定個人情報の「提供」ではなく「利用」に該当し、番号法第9条による制限を受けます。 番号法第9条第1項及び第2項に基づき個人番号を「利用」できるのは、別表第1に規定する主体が同表に規定する事務で利用する場合と地方公共団体が条例で定める事務で利用する場合に限定されています。 別表第1に規定する事務における個人番号の利用とは、別表第1の各項に規定される個々の事務で個人番号を利用することであり、当該利用により得られた特定個人情報を同一機関内で別表第1に規定される他の個人番号利用事務や、第9条第2項に基づき条例で定めた独自利用事務の処理に利用することは、第9条第1項に規定する利用範囲を超えるものです。このため、同一機関内の複数の事務で特定個人情報を利用する場合は、第9条第2項に基づき条例を定める必要があります。(2014年6月回答)	Q-69	同内容の掲載 有
Q-71	2014/5/30	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		同一機関内の他の部署に個人情報を提供する場合に、個人番号を使わず、宛名番号などを使うのであれば、第9条第2項に基づく条例を定める必要はないですか？	個人番号を含まない個人情報の提供する場合でも、情報を受け取った部署で当該個人情報が個人番号と紐づくのであれば、機関として考えれば、提供した情報が個人番号と紐づけて利用されることを把握できるため、個人番号の利用に該当し、条例の制定が必要になり	Q-67	同内容の掲載 有

2015/04/24 時点のFAQであり、内容について変更が生じる場合があるので、常に最新のFAQをご確認ください

ID	更新日	分類1	分類2	分類3	質問	回答	関連FAQ	保護・番号制
Q-72	2014/5/30	業務	情報連携	同一機関内での情報連携	番号法第9条第2項に基づく条例を定め、同一機関内の他の部署から特定個人情報取得できる場合でも、情報提供ネットワークシステムを利用して他の地方公共団体などから同じ情報を取得できる場合は、情報提供ネットワークシステムを利用すべきですか？	情報提供ネットワークシステムで情報を取得できる場合は、情報提供ネットワークシステムを利用することが原則です。番号法第9条第2項に基づく機関内利用の条例を定める場合も、情報提供ネットワークシステムを利用できる場合は、同一機関内の他の部署からの情報取得は適当ではありません。地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月)第3章P.22(4)②もご確認ください。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-73	2014/5/30	条例	その他		条例で都道府県の事務が市町村に委託されている場合、当該事務で市町村が個人番号を利用するためには、市町村で条例を定める必要がありますか？	条例で市町村に委託された事務が、番号法別表第1で都道府県が個人番号を利用できる事務として定められている場合や、都道府県の条例において個人番号の利用が定められている場合には、あらためて市町村で条例を定める必要はありません。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-74	2014/5/30	条例	別表に定められている事務(庁内連携等)		福祉や税の担当部署が、個人番号利用事務のために住民基本台帳から個人番号を取得して利用する場合にも、番号法第9条第2項に基づく条例を定める必要がありますか？	個人番号利用事務のために、当該市町村の住民基本台帳から個人番号を取得して利用する場合には、番号法第9条第2項に基づく条例を定める必要ありません。これは、住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができるかと考えられます。(2014年7月更新)		同内容の掲載有
Q-75	2014/5/30	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		第9条第2項に基づき条例で独自利用できることとした事務については、他の地方公共団体などと情報連携するためには、どうすれば良いのですか？	番号法第19条第14号に基づき、特定個人情報保護委員会規則で定める必要があります。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-76	2014/5/30	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		個人番号を独自利用する場合に、その利用する事務の根拠が要綱などで定められているときは、これを条例化する必要がありますか？	一般的に、条例で定める対象となる事務は、条例で定められていることが通常の法令上の規定の仕方ではないかと考えられますので、第9条第2項に基づく条例で定める独自利用事務の根拠も、条例で規定されていることが望ましいと考えます。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-78	2014/5/30	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	法令や条例の根拠なく、事実上事務の一部を他の地方公共団体や民間事業者に行わせている場合でも、その者を個人番号利用事務実施者や個人番号関係事務実施者とみなすことはできますか？	事実上行わせているだけでは、個人番号利用事務実施者や個人番号関係事務実施者には該当しないので、個人番号を利用することはできません。事務を行わせる相手や事務の内容に応じて、条例で定めたり、委託契約を結んだりする必要があります。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-79	2014/5/30	番号制度	個人番号	利用範囲	地方公共団体が独自に実施している事務で個人番号を利用しようとする場合、その事務が番号法第9条第2項の「社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務」に該当するかどうか、どのように判断すれば個人番号を利用できない事務で住民票の写しを提出してもらう必要がある場合に、個人番号の記載された住民票の写しが提出された場合は、どうすればよいですか？	地方公共団体が独自に実施している事務については、所管している地方公共団体自らが事務の趣旨や目的を勘案して、「社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務」に該当するかどうかを判断してください。(2014年6月回答)		同内容の掲載有
Q-85	2014/7/24	業務	帳票への個人・法人番号記載		個人番号を利用できない事務で住民票の写しを提出してもらう必要がある場合に、個人番号の記載された住民票の写しが提出された場合は、どうすればよいですか？	個人番号を利用できない事務では、個人番号の記載された住民票の写しを受け取ることはできませんので、その旨をあらかじめ申請者などに十分に周知してください。また、個人番号の記載された住民票の写しが提出された場合には、個人番号の部分にマスキングをすることにより、処理することも考えられます。[2014年7月回答]		同内容の掲載有
Q-86	2014/7/24	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		地方公共団体が、国民健康保険の保険料や公営住宅の家賃を独自に減免している場合、減免される保険料や家賃の計算に特定個人情報を利用するためには、番号法第9条第2項の条例を制定する必要がありますか？	保険料や家賃の減免が、国民健康保険法や公営住宅法に基づくものであれば、番号法第9条第2項に基づく条例の制定は不要です。法令に減免の根拠規定(条例への委任を含む。)がなく、独自に行っているものであれば、番号法第9条第2項に基づく条例が必要でです。[2014年7月回答]		同内容の掲載有
Q-87	2014/7/24	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		同一機関内で別表第1に掲げる事務と別表第1にない事務との間で個人情報を渡す場合、個人番号を使わなければ、番号法第9条第2項に基づく条例を制定せず、従来どおり情報を渡して問題ないですか？	同一機関内において個人番号を含まない個人情報を授受し、受け取った先で個人番号と紐づけられないのであれば、番号法第9条第2項に基づく条例を定める必要はありません。なお、受け取った先で個人番号と紐づく場合については、[Q71:同一機関内の他の部署に個人情報を提供する場合に、個人番号を使わず、宛名番号などを使うのであれば、第9条第2項に基づく条例を定める必要はないですか？]を参照してください。[2014年7月回答]	Q-71	同内容の掲載有
Q-88	2014/7/24	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		番号法別表第1に掲げる事務と別表第1にない事務について、同一の窓口で事務処理を行っている場合や申請書を複写式で1つにしている場合、別表第1に掲げる事務で個人番号を取得するのであれば、別表第1にない事務では個人番号を利用しなくても、番号法第9条第2項に基づく条例を定める必要がありますか？	別表第1にない事務の申請書には個人番号が複写されないようにして、その後の事務処理でも一切個人番号を利用しないのであれば、窓口が同じというだけで、必ずしも条例を定める必要はありません。しかし、申請書や事務処理のシステムを区分することが現実的に難しいのであれば、別表第1にない事務について条例を定められた方が適当と考えられます。[2014年7月回答]		同内容の掲載有

2015/04/24 時点のFAQであり、内容について変更が生じる場合があるので、常に最新のFAQをご確認ください

ID	更新日	分類1	分類2	分類3	質問	回答	関連FAQ	保障・税番号制 同内容の掲載 有
Q-93	2014/7/24	番号制度	個人番号	利用範囲	マイナンバー(個人番号)を取り扱う業務の委託や再委託はできますか？	マイナンバーを取り扱う業務の全部又は一部を委託することは可能です。また、委託を受けた者は、委託を行った者の許諾を受けた場合に限り、その業務の全部又は一部を再委託することができます。 委託や再委託を行った場合は、個人情報の安全管理が図られるように、委託や再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。委託や再委託を受けた者には、委託を行った者と同様にマイナンバーを適切に取り扱う義務が生じます。(2014年6月回答)		
Q-138	2014/9/12	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		各地方公共団体の事務にて個人番号を独自利用する場合、要綱をその根拠としてもよいのでしょうか。	一般的に、ある条例で定める対象となる事務については、条例で定められていることが、通常の法令上の規定の仕方ではないかと考えられますので、第9条第2項の条例が定める対象事務の根拠も、条例で規定されていることが望ましいと考えますが、最終的には、地方公共団体の責任において規定いただくことと考えます。(2014年9月回答)		
Q-139	2014/9/12	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		例えば、A市福祉課が、別表第1のB事務と別表第2のC事務を行うにあたり、別表第1のD事務の情報を利用する場合、なぜ第9条第2項に基づく条例の制定が必要となるのでしょうか。	番号法では、他団体との情報連携については特定個人情報の「提供」として、第19条第7号・別表第二などに定められている一方、団体内の同一機関内での情報のやり取りは「提供」に該当せず、「利用」に該当することとなり、第9条の規定による制限を受けることとなります。 番号法第9条第1項及び第2項においては、個人番号を「利用」ができる場合として、別表第一に規定する主体が同表に規定する事務において利用する場合又は地方公共団体が条例で定める事務において利用する場合に限定されています。 別表第一に規定する事務における個人番号の利用とは、別表第一の各項目に規定される個々の事務において個人番号を利用することを指すのであり、当該利用により得られた特定個人情報を同一機関内での他の別表第一に規定される個人番号利用事務の処理に利用することは、第9条第1項に規定する利用範囲を超えるものと考えられます。このため、同一機関内での特定個人情報の利用については、第9条第2項に基づき、条例で定める必要		
Q-140	2014/10/22	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		1つのシステムで、別表第1の個人番号利用事務Aと、別表第1にない事務の複数の事務を処理する場合、複数の事務に関する個人番号を含む情報を一体の画面で表示して処理をしたり、別表第1の個人番号利用事務Aの処理の一部に他の事務に関する処理が含まれていたりする場合、別表第1にない事務について番号法第9条第2項に基づく条例の制定の必要があるのでしょうか。 例えば、 (1)障害者関係の別表第1の個人番号利用事務と高齢者福祉関係の別表第1にない事務を処理するシステムで、高齢者福祉関係の別表第1にない事務を処理する画面で、障害者関係の別表第1の個人番号利用事務に関する情報(個人番号を含む。)を表示する場合 (2)生活保護システムで、生活保護の扶助費の計算にあわせて地方公共団体の独自施策の支給金の計算を一体で行う場合	(1)については、高齢者福祉関係の別表第1にない事務を処理する画面では個人番号を表示しないようにし、(2)については、処理を分離し、独自施策の支給金では個人番号を使用しないようにすれば、条例の制定は不要となります。 この場合、高齢者福祉関係の別表第1にない事務や独自施策の支給金の事務においては、個人番号をシステムの画面や計算に限らず、その事務において一切使用しないようにする必要があります。 なお、アクセス制御の手法としては、次のような手法が考えられます。 ① 画面・帳票における制御 事務を行う権限を有する者が個人番号を画面や帳票などで見ることができないようアクセス制御する手法としては、プログラムにより個人番号をシステム画面に表示させないようにすること、メニューに個人番号を検索する機能を表示させないようにすること、個人番号を利用するプログラムを端末で起動できないようにすることなどが考えられます。 ただし、通常使用するシステム画面に個人番号が表示されなくても、コマンド上では個人番号が閲覧できるようになっている場合なども考えられますので、このような場合には、コマンド実行権限の制限などの措置も必要となります。また、通常使用するシステム画面には個人番号が表示されなくても、システムの機能により、システム内に存在するデータの表示・ダウンロードなどが可能であり、その中に個人番号が含まれる場合が考えられます。このような場合には、システム画面以外についても個人番号を表示・ダウンロードさせないよう制限するなどの措置が必要となります。 ② 情報連携における制御 この場合、別表第一にない事務についても、個人番号で検索した結果をもとに事務処理をしていると認められるため、個人番号以外で再度検索しなおすか、番号法第9条第2項に基づく独自利用のための条例を定める必要があると考えます。(2014年9月回答)		
Q-141	2014/9/12	番号制度	番号法	別表第1、第2	番号法別表第1に掲げる事務と別表第1にない事務について、同一のシステムで事務処理を行っている場合で、別表第1に掲げる事務を、個人番号で検索して事務処理をした後、引き続き別表第1にない事務処理をすることは可能でしょうか。それとも、別表第1にない事務処理をする際には、個人番号以外で再度検索しなおす必要があるのでしょうか。今後、個人番号を利用したある業務システムを新規に構築する予定がある場合、システム構築以前に、番号法第9条第2項による条例利用業務として定めておくことは可	可能であると考えます。(2014年9月回答)		
Q-142	2014/9/12	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)					

2015/04/24 時点のFAQであり、内容について変更が生じる場合があるので、常に最新のFAQをご確認ください

ID	更新日	分類1	分類2	分類3	質問	回答	関連FAQ	保障・税番号制
Q-143	2014/9/12	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		ある事務を処理するために住基台帳情報を利用しているが、今後住基情報に個人番号が追加されるため、番号法別表第1に規定のない個人番号利用事務以外の事務も条例に定める必要があるのでしょうか。	番号法別表第1に規定がない事務の場合、住基情報のうち個人番号を除く情報を利用するのであれば、当該事務において個人番号が利用できないよう制限(個人番号の非表示、個人番号へのアクセス制御等)をすれば、条例を定める必要はありません。また、住基台帳情報を利用できなくなることもありません。 ※地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月)第三章P.18～や、特定個人情報保護評価指針の解説Q第4の3-2をご確認ください。(2014年9月回答)		
Q-144	2014/9/12	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		災害対策基本法第49条の10において市町村長に作成義務が規定されている「避難行動要支援者名簿」の作成のために、「災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務」を番号法第9条第2項及び番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務として規定してもよいのでしょうか。	独自利用事務として番号法第9条第2項に基づく条例を定めることは可能と考えます。また、この場合に、同一団体内の他の執行機関へ特定個人情報を提供し、又は、他の執行機関から特定個人情報の提供を受けるため、番号法第19条第9号に基づく条例を定めることも可能と考えます。(2014年9月回答)		
Q-145	2014/9/12	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		番号法別表第1もしくは第2に規定されたある事務を実施する際に、庁内連携をシステム化していないため特定個人情報を紙でやり取りする場合、条例の制定が必要なののでしょうか。	庁内連携のシステム化に関わらず、同一機関内における紙ベースを含む特定個人情報のやりとりについては、番号法第9条第2項に基づく条例の制定が必要となります。(2014年9月回答)		
Q-146	2014/9/12	条例	その他		当区では、5つの福祉事務所を設置しています。福祉施策利用者がA福祉事務所の管轄からB福祉事務所の管轄へ移動した場合、個人番号を利用するためには第9条第2項に基づく条例の制定が必要でしょうか。	福祉事務所は付属機関であり、市区町村長に含まれるものと考えます。このことから、例示の場合は法第9条第2項に基づく条例は不要と考えます。(2014年9月回答)		
Q-147	2014/9/12	条例	その他		個人番号利用事務において、同一機関内の他の部署が保有する特定個人情報を利用する場合、次の各々の場合に条例が必要でしょうか。 1. A市税務担当が国税庁・税務署から名寄せで得た特定個人情報を、A市福祉担当が利用 2. A市福祉担当(a事務を所管)がB市税務担当から情報提供ネットワークシステムを使用して得た特定個人情報を、A市福祉担当(a事務とは番号法別表1の項を異にするb事務を所管)が利用 3. A市税務担当が独自にA市民から直接把握している特定個人情報を、A市福祉担当が利用 その1. 個人番号を利用せずに照会し、返ってきた答えにも個人番号が付いていない場合 その2. 個人番号を利用して照会するが、その方法は情報提供ネットワークシステムを使用しない場合 その3. 個人番号を利用して照会し、かつその方法が情報提供ネットワークシステムを使用する場合 また、「3のその3」のケースにおいて、情報提供ネットワークシステムは使えますか	1. 2について、条例が必要になります。 なお、1について、他市の住民でその市において保有している特定個人情報であり、かつ、A市福祉担当が別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して提供を受けることができる場合には、そもそも、A市税務担当が国税庁・税務署から名寄せで得た特定個人情報をA市福祉担当が利用することはできません。 また、2についても同様に、b事務において、別表第2に基づき情報提供ネットワークシステムを使用してB市から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合には、a事務で得た特定個人情報をb事務で利用することはできません。 3のその1については、A市福祉担当が税務担当から渡された個人情報を利用するにあたって、個人番号を全く利用しないのであれば条例は不要です。 その2については、条例が必要です。 その3については、同一機関内において情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の授受を行うことは想定していません。(2014年9月回答)		
Q-149	2014/9/12	番号制度	番号法	別表第1、第2	番号法別表第1にしか記載されていない事務については情報連携は不要なののでしょうか。	別表第一にしか記載されていない事務については番号法第19条第7号に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携はできません。(2014年9月回答)		
Q-159	2014/10/9	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	番号法施行令第18条第1項で規定する「当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示」とは当該独自利用に無関係な者も含め、個人番号カードの交付を受けている全ての者の同意を得る必要があります	独自利用によるサービスを利用する者のみに、その目的を明示し、同意を得ることで足りません。(2014年10月回答)		

2015/04/24 時点のFAQであり、内容について変更が生じる場合があるので、常に最新のFAQをご確認ください

ID	更新日	分類1	分類2	分類3	質問	回答	関連FAQ	保障・税番号制
Q-160	2014/10/9	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	番号法施行令第18条第1項で規定する「当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示」について、都道府県等、市町村以外の団体では、個人番号カード交付済の者の特定ができないが、市町村を経由して明示し、同意を得るという手続となるのですか。	個人番号カードの提示を受け、独自利用サービスのアプリケーションの書込みを行う際に、当該サービスの目的を明示し、同意を得ていただくことが想定されます。実際にアプリケーションの書込み等をどこで行うかは、各団体の事務フローによります。(2014年10月回答)		
Q-172	2014/10/22	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		番号法第9条第2項、第19条第9号に基づく条例を制定した事務において、番号法第22条第2項「他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす」というみなし規定は適用されますか。	番号法第22条第2項の規定は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を受けた場合に書面の提出があったものとみなすものであるため、ご指摘の番号法第9条第2項、第19条第9号に基づく条例により特定個人情報の提供を受けた場合には適用されません。これについて、同様に書面の提出があったものとみなすこととする場合には、添付書類の提出義務の根拠が個別の法令であれば、法令において、条例であれば条例において措置する必要があると考えます。		
Q-174	2014/12/15	条例	別表に定められていない事務(独自利用等)		番号法別表第二に記載のある事務において規定されていない特定個人情報について、他の執行機関へ提供を求めることができるよう条例で制定することは可能でしょうか。	特定個人情報の提供については、番号法第19条第9号の規定により、同一地方公共団体内における執行機関間の特定個人情報の提供を、条例で定めることにより可能とすることができ、他の地方公共団体との間では、条例により、番号法別表第二に規定されている範囲を超えて、情報連携が可能となる特定個人情報の追加を行うことはできません。(2014年12月回答)		
Q-179	2014/10/22	番号制度	個人番号	利用範囲	税務署や市税務課が行う税務調査について、次のような場合は番号法に沿った個人番号の利用の範囲内と考えてよいのでしょうか。 ①市が発注した工事請負や委託等について、金額を受け取った個人名または会社名、金額、工期等の税務調査項目に加えて、個人番号または法人番号も記載して、市から税務署に報告する場合 ②市が税務調査対象者に対し、法定調査ではない任意様	番号法第19条第12号および番号法施行令別表第8号の規定については、調査等において必要な資料を収集する際に、その中に特定個人情報が意図せず含まれていることがあり得るため設けられた、特定個人情報の提供の制限の例外であるため、税務調査に際して個人番号の記載を求めることはできないものと考えます。(2014年10月回答)		
Q-181	2014/10/22	番号制度	個人番号	利用範囲	地方税・国税の滞納処分等の例による強制徴収公債権の徴収に係る事務(例えば、道路法第73条第3項の規定に基づき国税滞納処分等の例により強制徴収する場合は、番号法第9条第1項及び別表第一第16項又は第38項下欄の規定を含めて地方税・国税の滞納処分等の例によること、個人番号利用事務として扱うことが可能ですか。	例示のある道路法に基づく事務は、徴収に係る部分について国税滞納処分等の例を参照しているのみで、事務そのものは個人番号利用事務ではありませんので、個人番号を利用することはできません。(2014年10月回答)		
Q-344	2015/4/24	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	個人番号をその内容に含む死者の情報は、番号法の特定個人情報には該当せず、番号法第19条の規定(特定個人情報の提供の制限)の適用は及ばないものと解釈していいでしょうか。	特定死者情報(個人番号をその内容に含む死者の情報をいう。)は、基本的に特定個人情報には該当せず、番号法第19条の規定の適用もないものと解されます。ただし、番号法第19条第7号に規定する情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う場合には、留意が必要です。すなわち、遺族等の申請(例:死亡した者について未支給の保険給付が存在し、遺族が個人番号を付してその請求を行う場合など)に基づき情報連携を行う場合、当該死亡した者に関する特定死者情報はその遺族の特定個人情報に該当すると考えます。(2015年4月回答)	Q-345 Q-346 Q-347	
Q-345	2015/4/24	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	個人番号をその内容に含む死者の情報は、番号法の特定個人情報には該当せず、第15条(個人番号の提供の求めの制限)や番号法第20条(特定個人情報の収集等の制限)の適用はないものと解釈していいでしょうか。	特定死者情報(個人番号をその内容に含む死者の情報をいう。)は特定個人情報に該当しない限りにおいて、番号法第20条の規定の適用はなく、その収集、保管は制限されず、また、特定死者情報に含まれる死者の個人番号の提供を求めることは番号法第15条との関係で制限されません。	Q-344 Q-346 Q-347	
Q-346	2015/4/24	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	未支給の保険給付を遺族が請求する場合などにおいて、死者の個人番号の提供を受ける際、番号法第16条(個人番号の提供を受ける際の本人確認措置)との関係をどのように考えればいいでしょうか。	番号法第16条は、個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者に対し、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認の措置をとることを義務づけています。この点、すでに死亡している者から個人番号の提供を受けることは観念しがたく、死者の個人番号の提供を受ける際は、番号法第16条の適用は及ばないものと解されます。なお、ご指摘のようなケースについては、番号の真正性の確認については、各制度において必要に応じて行うこととなります。この場合における番号確認の方法としては、死者の個人番号カード、通知カード、住民票の除票、住基ネットによる確認が考えられます。(2015年4月回答)	Q-344 Q-345 Q-347	

2015/04/24 時点のFAQであり、内容について変更が生じる場合があるので、常に最新のFAQをご確認ください

ID	更新日	分類1	分類2	分類3	質問	回答	関連FAQ	保障・税番号制
Q.347	2015/4/24	番号制度	番号法	総則(別表第1、第2を除く)	死亡したことが判明した方の個人番号についてどのように取り扱えばいいでしょうか。	<p>死者の情報が遺族等に関する個人情報に該当する可能性があることを考えれば、死者の個人番号が漏えい・不正利用されること等により、遺族等のプライバシーが侵害されることも懸念されます。このことを踏まえれば、死者の個人番号については、保有する必要がある場合を除き、個人番号の安全管理措置として、死亡の事実を把握した後に速やかに削除すべきであると考えます。</p> <p>なお、番号法第19条第7号に基づく情報提供ネットワークシステムを介した情報連携において、死者に関する情報をやりとりすることが想定される場合は、これを保有する必要があるものであり、情報連携に必要な期間は死者の個人番号を保有する必要があります(なお、中間サーバに何年分のデータを保存するかについては現在検討中です。)</p> <p>また、税制や社会保障制度において、関連法に基づく保存義務が課せられている場合には、その期間は当然に保存すべきです。</p> <p>(2015年4月回答)</p>	Q.344 Q.345 Q.346	

